

大谷學報

第五十二卷 第四号

昭和四十八年二月十日發行

書評

Genjun H. Sasaki: Social and Humanistic
Life in India 長崎 法潤 (67)

秋季公開講演会要旨

願生と未来.....	本多 弘之 (71)
天台の神通義.....	福島 光哉 (74)
人倫國家の悲劇性について..... ——イエナ前期ヘーゲルの政治理想——	訓霸 薩雄 (77)
善珠について.....	名畑 崇 (81)
室生犀星の市井鬼小説.....	仲野 良一 (84)
昭和四十七年度寄贈交換誌目録.....	(87)
彙報.....	(92)
大谷学報第五十二卷総目録.....	(97)

ジマイスの詩“Tilly”.....	福永 和利 (1)
元朝における權臣と宣政院.....	藤島 建樹 (17)
決定に於ける転成の道理.....	小野 蓮明 (32)
中辺分別論の諸問題.....	舟橋 尚哉 (50)
——相品・障品 真実品を中心として——	

大 谷 大 学
大 谷 學 會

大谷大学研究年報 第二十三集

治病方としての天台止觀……………安藤 俊雄
——智顥の医学思想序説——

顯真実信の論理……………白井 元成

サツルースティウス『カティリーナ

『陰謀記』……………水野 有庸

——古典ラテン語散文による歴史文学の起源——

日本佛教における社会的実践の系譜……………名畑 崇

——菩薩戒の受容とその展開過程——

円測・解深密經疏の散逸部分の
漢文譯……………稻葉 正就

大谷大学研究年報 第二十四集

源空の淨土開宗と門下の分流……………栗原 行信

『イエスの御名を称えることに

ついて』……………坂東 性純

——キリスト教と仏教の称名——

西井 元昭

時間についての存在論的考察……………西井 元昭

——フッサール及びハイデッガー
を経たサルトルの時間論——

THE OTANI GAKUHO

(THE JOURNAL OF
BUDDHIST STUDIES AND HUMANITIES)

CONTENTS

Articles :

- Interpretations of James Joyce's "Tilly"
..... Kazutoshi Fukunaga (1)
- Ministers in Power and *Hsüan-chêng-yüan*
or the Premier's Office during the Yüan Dynasty
..... Tateki Fujishima (17)
- The Nature of Transformation at the Settlement
of Faith Remmyō Ono (32)
- Some Problems in the Madhyāntavibhāga-bhāṣya
—With special reference to the three chapters : lakṣaṇa-
pariccheda, āvaraṇa-pariccheda and tattva-pariccheda—
..... Naoya Funahashi (50)

Book Review :

- Genjun H. Sasaki : Social and Humanistic Life in India
..... Hojun Nagasaki (67)

Resumés of the Otani Society

- Public Lectures given in Autumn, 1972 (71)

Miscellany :

PUBLISHED FOR THE OTANI SOCIETY
OTANI UNIVERSITY
KYOTO, JAPAN

大谷学会規程

会務を統理する。

一日から施行する。

第一条 大谷大学に大谷学会を置く。

第二条 本会は真宗学・仏教学・哲学・

史学・文学並びにこれに関連する学

術の研究と、その発表をおこなうこ
とを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するた
め、左の事業をおこなう。

一、季刊「大谷学報」の発行

二、「大谷大学研究年報」の発行

三、研究会及び公開講演会の開催

四、その他必要な事業

第四条 本会は大谷大学大学院・文学部

並びに短期大学部のすべての教育職

員及び学生をもつて会員とする。

2、前項のほか、本会の趣旨に賛同

し、役員会において承認されたもの

第五条 本会に左の役員を置く。

一、会長

二、委員

第六条 会長には大谷大学学長が当り、

附則 この規程は昭和三十七年四月

第七条 委員は十名とし、教授会におい
て互選する。

2、委員は企画・編集・出版等の会務

を掌理する。

3、委員の任期は二年とする。但し、
再任をさまたげない。

第八条 会員は、本会の出版物にその研
究を発表し、「大谷学報」並びに

「大谷大学研究年報」の配布を受け

本会主催の会合に出席することがで
きる。

第九条 会員の会費は年額金五千元とす
る。

第十条 本会の経費は会費をもつてこ
れに當てる。

2、本会の必要経費については、助成
金を受けることができる。

第一一条 本会の事務は、教務課の所管

とする。

一二条 この規程の改正には、教授会

の議を経なければならない。

昭和四十八年二月十日発行

発行所

大 谷 学 会

大谷大学内
京都市北区小山上総町

編集者兼
柏原祐泉
印刷者 西村七兵衛

大谷学会代表者

委員

岩見至

太田祐周

大屋憲一

柏原祐泉

日下部有信

栗原行信

高橋憲昭

幡谷明

藤原幸章

山本唯一

大谷学会役員

する。

2、昭和二十七年四月一日施行の
「大谷学会会則」はこれを廃止
する。